

在中国日系企業が直面している様々な環境制度への対応や環境に関する諸問題の解決に寄与するために、ジェトロ広州は、中国の環境政策や関連法規、環境制度の専門知識などに関する最新情報を定期的に発信して参ります。皆様のお役立てれば幸いに存じます。本メルマガの内容についてご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

[2021 年 12 月号 目次]

○企業摘発事例

汚染物質排出施設の不具合による行政処罰

○政策規則解説

1. 『中華人民共和国環境保護法』第 63 条
2. 『汚染物質排出許可管理条例』第 20 条第 1 項

○企業環境管理のポイント

突発的環境事件のリスク管理について

○企業摘発事例

汚染物質排出施設の不具合による行政処罰！

■事例 1 油断大敵！電子回路故障が招いた重大な違反

2021 年 8 月 27 日、生態環境部門の法執行官がある工業団地に対して抜取検査を実施したところ、ある工場において生産時に酸性排ガスが発生していることが判明した。

同工場では、排ガス処理装置としてアルカリ洗浄塔が導入されていたが、その電子回路に不具合があり、正常に起動できていなかった。工場側が設備の検査・修理を適時に、又は規則に従って行っておらず、設備が正常に稼働していなかったため、排気ガスが処理されないまま外部環境に排出されていた。当該企業の責任者は、連行され取り調べを受けることとなった。

■出所：http://www.shunde.gov.cn/sdqsthj/gzdt/content/post_4976689.html

=====

■事例 2 自主モニタリングを行わず、6 万円の罰金！

2021年6月22日、生態環境部門の法執行官が汚染物質検査を行った際、ある自動車部品メーカーが、汚染排出許可証の規定に従って汚染物質排出自動モニタリング設備を設置使用していない疑いがあることを発見した。

当該企業の汚染排出許可書の副本には、排水口に自動モニタリング設備を設置することが要求されているが、当該企業のモニタリング設備は、排出許可証の要求と一致しなかった。法執行官は関連法規に基づき、同社に6万6,800元の罰金を科した。

■出所: https://www.cenews.com.cn/legal/alk/202111/t20211122_984216.html

○政策規則解説

1. 『中華人民共和國環境保護法』第63条第3項

- 暗きよ、不正な吸水坑・排水口、流し込みからの排水
- 監視観測データの改ざん、偽造
- 汚染防止設備の異常な運転等
- 監視観測から逸脱した方法による違法な汚染物排出

企業が上記の行為の一つに当てはまる場合、関連する法律法規の規定に従い処罰する以外に、県級以上の人民政府環境保護主管部門またはその他の関連部門は、案件を公安機関に引き渡し、その直接の責任者である主管要員およびその他の直接責任者に対して10日以上15日以下の拘束を科す。状況が深刻ではない場合は、5日以上10日以内の拘束を科す。

■出所: http://www.gov.cn/xinwen/2014-04/25/content_2666328.htm

2. 『汚染物質排出許可管理条例』第20条第1項

汚染排出許可重点管理対象である企業は、汚染物質排出自動モニタリング設備を設置・使用・維持管理する他、所轄の生態環境部門の監視設備ネットワークと接続しなければならない。

■出所: http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/29/content_5583525.htm

○企業環境管理のポイント

見逃しやすい小さな環境リスクでの行政処罰を避けるため、生産企業のための突発環境事件のリスク管理ポイントは以下の通り。

- 企業は潜在リスク識別・管理体制を構築し、責任部署・責任者・対応法を明確にする必要がある。
- 潜在リスク識別の範囲には、企業生産・経営に関連するすべての施設、環境、人員、設備および活動が含まれる。
- 企業は潜在リスク識別と分類の結果に応じて、潜在リスク管理計画を策定し、関連規制の規定に従って潜在リスクの管理を実施しなければならない。
- 企業は、計器などの技術的手段と管理方法を利用し、廃ガス・廃水などの主要環境要因に関する緊急監視・早期警報システム、報告伝達の仕組みを構築し、突発環境事件緊急対策との整合性を図る必要がある。

【免責事項】

・上記の内容は、中国政府によって公式にリリースされた情報またはその他のメディアの公開情報に基づいたもので、当社は関連情報の収集、編集、翻訳のみを行い、内容の正確性と信頼性について責任を負いません。当社は、当社が提供する情報に基づいて読者が下した判断または決定に対して、いかなる法的責任も負わないものとします。

・上記の情報に関連する法律文書はすべて、中国の公式サイトから選定され、中国語から日本語に翻訳されたものです。ご利用にあたり、標記の曖昧さが生じる場合、中国語版を正本とします。必要に応じて、中国の法律に精通している専門家にご相談ください。

【相談窓口】

JETRO 広州では、環境・省エネ分野を専門とするコーディネーターをパートナーに、皆様からの相談にご対応させていただいております。どうぞ気軽にご相談ください。よろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

JETRO 広州事務所 担当：田中、朱

メール：PCG@jetro.go.jp

TEL:020-8762-0060